#### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

#### ① 人件費の状況(普通会計決算)

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/ A	(参考)3年度人件費率
4年度	人 114,180	千円 56,732,143	千円 3,322,834	千円 8,310,124	% 14.6	% 15.9

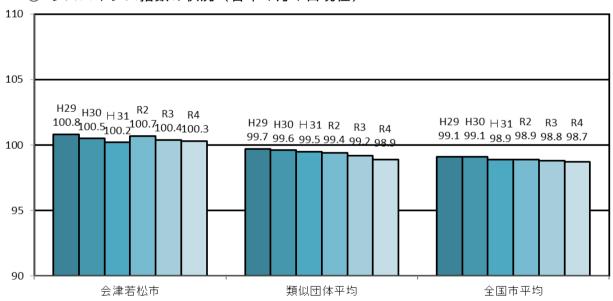
(注)住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在の人数です。 1.

# ② 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数給与費					1 人当たり 給与費 B/A
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 922	千円 3,419,278	千円 708,690	千円 1,308,538	千円 5,436,506	千円 5,896

- 職員手当には退職手当を含みません。 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

#### ③ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。 (注) 1
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純 (注) 2 平均したものです。

#### ④給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○給料表の見直し−実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

#### ○その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを 実施。 (平成27年4月1日実施)

#### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在) 【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	43.4歳	327,600円	353,194円
国	42.4歳	322,487 円	404,015円

#### 【技能労務職】

区	分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市		55.9歳	37人	356,900円	370,220円
	うち清掃職員	55.6歳	18人	349,900円	365, 284 円
うち学校給食員		58.9歳	3人	347,100円	349,539円
	うち用務員	51.0歳	3人	376,700円	388, 275 円
	うち自動車運転手	56.9歳	9人	368,800円	381,419円
	その他	56.6歳	4人	353,700円	368,683 円
	国	51.2歳	1,941人	286,942 円	329, 178円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- (注) 2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

#### ② 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

		会津若松市	福島県	国
カルタニュトサかり	大学卒	196,100円	196,100円	185,200円
一般行政職	高校卒	157,900円	162,400円	154,600円
技能労務職	高校卒	157,900円	160,400円	151,900円

#### ③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

,		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	287,906 円	323,356円	372,300円
一为文1了此人相以	高校卒	236, 200 円	281,900円	310,300円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円

※ 技能労務職の経験年数10年、15年、20年については、対象者なし。

#### (3) 昇給への勤務成績の反映状況

① 昇給の実施時期

令和5年1月1日

② 勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を判定し証明します。

③ 昇給への勤務成績の反映状況

#### 【一般行政職】

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分として、①区分が33名(5.9%)、②区分が87名(15.5%)、③区分が432名(76.9%)、④区分が7名(1.2%)、⑤区分が3名(0.5%)の決定となりました。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含みます。

#### (4) 職員の手当の状況

#### ① 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1 人当たり平均支給額 (令和4年度普通会計)	1人当たり平均支給額   (令和4年度)	_
1,434 千円	1,622千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当
2.40 月分 1.95 月分	2.40月分 1.95月分	2.40 月分 2.00 月分
(1.35月分) (0.95月分)	(1.35月分) (0.95月分)	(1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に
よる加算措置	よる加算措置	よる加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%

- (注) 1 ( )内は再任用職員に係る支給割合です。
- (注) 2 一般行政職の職員には各行政委員会の職員も含みます。

#### ② 退職手当の状況(令和5年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
1人当たり平均支給額(4年度)	
自己都合 7,162千円	_
勧奨・定年 21,047 千円	_
一切关心中 21,041 [1]	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

#### ③ 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。 平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
支給実績(令和4年度普通会計決算)	192,300 円
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	7,122 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	2.93%
手当の種類(手当数)	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
滞納処分業務 手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に 従事したとき	日額 300円
動物死体処理 作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理 作業に従事したとき	回収1体又は焼却1 回につき 300円
社会福祉業務 手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処 理作業に従事したとき	処理1体 1,000円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大 な災害が発生し、若しくは発 生するおそれがある現場に おいて行う巡回監視又は当 該現場で行う応急作業 くは応急作業のための災害 状況の調査に従事したとき	日額 300円
		夜間又は暴風雪警報若しく   は大雪警報発令下における   積雪道路の除雪車による除   雪作業又は排雪等作業に従   事したとき	日額 300円
用地交渉業務 手当	右記業務に従事した職員	庁外において 大学と 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を	日額 300円

# ④ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績(令和4年度普通会計決算)	407,947 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	487 千円
支給実績(令和3年度普通会計決算)	391,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	475 千円

#### ⑤ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名		支給要件		<b>}</b> 単価			
	国制度と	国との制度と異なる内容	支給実績(令和4年 度普通会計決算)	支給職員1人当り			
	の同異			平均支給年額			
扶養手当	間にある	達する日以後の最初の3月31日までの3子及び孫 上の父母及び祖父母		5,000円 円 職員が部長相当職			
	間にある		の場合) 3,500	円			
	同		87,809千円	249,677 円			

手当名		支給要件	支約	合単価
	国制度と の同異	国との制度と異なる内容	支給実績(令和4年 度普通会計決算)	支給職員1人当り   平均支給年額
住居手当	自ら居住で	するため住宅(貸間を含む)を借り受け、 )円を超える家賃(使用料を含む)を支払	【借家】	いての皮色
	っている場	川で旭んる豕貝(使用材を占む)を文仏 場合	→ 月額 20,500 円 家賃月額−9,5	以下の家賃・・・  500円
				  を超える家賃(支
			給限度額 28	
			11,000円+ (	家賃月額-20,500
			円) ×1/2	
	異	月額 12,000 円を超える家賃を支払っ   ている職員に支給	48,610千円	
通勤手当	① 通勤の	Dために交通機関等の利用を常例とする 重賃等の負担を常例とすること、徒歩に	① 運賃相当額:   ついては運賃を	が 51,000 円以下に <sub>相当額</sub>
	│ より通動	助するとした場合の通勤距離が片道2	② 自動車など	を利用する場合は
		であること Dために自動車等の使用を常例とするこ	通勤距離に応	じて 3,100 円から
		よにより通勤するとした場合の通勤距離	19,500円を支	給
		2 km以上であること		
	異	運賃等相当額が 55,000 円を超える場  合、超える額の 1 / 2 を加算		90,129円
単身赴任 手当	官署を異に	こする異動又は在勤する官署の移転に伴	→基本額30,000円 →算額8,000円~7	]、距離に応じた加
十二	し、単身で	しやむを得ない事情により配偶者と別居 で生活し、単身で生活することを常況と	异般 0,000 円 1	0,000 🗇
	し、距離制   同	<u>   別限(60km)を満たす職員に支給</u> 		- 円
管理職手 当	管理又は盟	上 監督の地位にある職員については、その	・部長相当職の職員	84,600円
当	特性に基づ	づき、管理職手当を支給	・副部長相当職の職員	66,400円 54,000円
			・課長相当職の職員・総務主幹の職の職員	·
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞ		729,470 円
休日勤務	如奴口 ひゃ	<u> れの定額が定められている</u> び年末年始等の休日において、正規の勤	一	 に対し、勤務1時間
手当	務時間中に	こ勤務することを命じられた職員に支給	当りの給料額の	135/100の額
夜間勤務	同	 8時間として深夜に勤務した職員に支給	12,613 千円 勤務した会時間	│ 27,125円│ に対し、勤務Ⅰ時間│
手当	11.7/110/32/1/1	カが同じして体仪に到3万0元4成長に文化	当りの給料額の	
応口士イ	同の方式と	古典数1~24 声1 よ 担 人)~十4人	一 千円 一 千円 一 一 千円 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	— 円
宿日直手 当	<u>佰旦又は</u>     異	日 <u>直勤務に従事した場合に支給</u>  特別の宿日直手当を支給	勤務1回につき   - 千円	4,200円   - 円
寒冷地手	基準日(年	特別の宿日直手当を支給 毎年11月から翌年3月までの各月の初 >ス・ま給せ毎地は2ヶ部は25階号にま	基準日における	地域の区分及び職
当	日) におい   給	いて、支給対象地域に在勤する職員に支	員の世帯等の区グ	かに心した延観
災害派遣	同   災害応急対	 対策若しくは災害復旧又は国民の保護の	50,809 千円 公用施設等を利	
手当	ための措置	置の実施等のために、職員の派遣を求め	1日3,970円	11
	受けたとき 	きは、当該職員に対して手当を支給	その他の施設	
				により1日につき
		T	5,140 円~6,6	
	同		千円	一 千円

#### (5) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

	区 分 給料月額等				
絵	市長	937,000 円			
給料	副市長	752,000円			
+11	議長	514,000円			
報酬	副議長	477,000円			
= /11	議員	447,000円			
	市長	(令和4年度支給割合)			
期末手当	副市長	3.20月分			
木土	議長	(令和4年度支給割合)			
当	副議長	] 3.25月分			
	議員				
退職手当	市長副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100 給料月額×在職月数×30/100	(1期の手当額) 20,688,960円 10,828,800円	(支給時期) 任期毎 任期毎	

- (注1) 給料月額について、市長は、令和5年1月1日から令和5年8月6日までは、468,500円。 副市長は、令和5年1月1日から令和5年7月31日までは、526,400円。
- (注2) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額。
- (注3) 令和4年12月19日から令和5年8月6日までに、市長に対して支給する退職手当の額は、上記支給額に100分の50を乗じて得た額とする。

# (6) 公営企業職員の状況 ① 水道事業 ア 贈号終与悪の状況

/ - 1戦与	<del>  加力</del> 貝の仏流			
	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/ A
4年度	千円	千円	千円	%
	2, 736, 454	507, 328	224, 927	8.22

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費68,582千円を含まない。

		磁具粉		1 人当たり給与費 B/ A			
職員数   A		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	В/ А	
	4年度	37	千円 140,882	千円 22,919	千円 36,971	千円 200,772	千円 5,426

- 職員手当には退職給付金を含まない。(千円未満四捨五入) 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
316,014円	370,210円	41.03歳

# ウ 職員の手当の状況 期末手当・勤勉手当

カイナコ 前型ナコ			
水道事	業	(参考) 普通:	会計
1人当たり平均支給額(	4年度)	1人当たり平均支給額(	3年度)
	1,461 千円		1,431 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.175月分)	勤勉手当 1.95月分 (0.95月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.30月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級 ・役職加算 5~	等による加算措置 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級: ・役職加算 5~20%	等による加算措置

(注) ( )内は再任用職員に係る支給割合である。

退職手当の状況(会和5年4月1日現在)

返城十三の仏仇(〒和3午4月1日現住) 	
水道事業	(参考) 普通会計
1人当たり平均支給額(4年度)	1人当たり平均支給額(3年度)
自己都合 0千円	自己都合 7,162千円
勧奨・定年 23,886 千円	勧奨・定年 21,555 千円
·	·
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	- %
手当の種類(手当数)	4 種類

1 - 1-27, (1 -	2417	1 宝冰		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価	
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円	
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務に つきそれぞれ1回 800円	
	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作  業又は専ら水質検査作業  に従事したとき	勤務1日につき 150円	
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作 業に従事したとき	勤務1日につき   100円	
現場作業手当	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生したれ が発生するいる現場では がある回監視又当該現 がある回監視で があるで があるで があるで があるで が が が が の に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	勤務1日につき 300円	
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	所にやじ渉しら終交き 所にやじ渉しら終交き 所にやじ渉しら終交き 所にやじ渉しら終交も一し が出た が出た が出た が出た が出た が出た が出た が出た が出た が出た	勤務1日につき 300円	

#### 時間外勤務手当

支給実績(4年度水道事業会計)	9,564 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	281 千円
支給実績(3年度水道事業会計)	12,004 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	353 千円

<sup>(</sup>注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と 同じ年度の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を 除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

その他の手当(令和5年4月1日現在)

その他の	の手当(令和5年4月1日現	在)				
手当名	支給要件及び支	<b>泛給単価</b>	会津若松 市職員と の同異	会松員制異内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1 人当り平均 支給年額
扶養手	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖 父母 ④ 22 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○子 一人につき 10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外(対象職 ○子以外(対象職 員が局長相当職の場合) 3,500円	同		3,808 千円	253,881円
住居手	①自ら居住するため住宅 (貸間を含む)を借り受 け、月額9,500円を超え る家賃(使用料を含む) を支払っている場合	【借家】 ・月家 20,500 円・ ・月のの ・月のの ・月のの ・月のの ・月のの ・月のの ・月のの ・月	同		1,888 千円	314, 633 円
通勤手	① 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	①運賃相当期で 51,000 円を支 51,000 円を支 3,100 円を支 19,500 円を支	同		3,029 千円	84 <b>,</b> 138 円
単身赴 任手当	官署を異にする異動又は 在勤する官署の移転に伴 い、転居しやむを得ない事 により配偶者と別居し、 単身で生活し、単身で生活 することを常況と 制限(60km)を満たす職 員に支給	基本額30,000円、 距離に応じた加算額8,000円~70,000円	同		<b>一 千円</b>	
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を 支給	・局長相当職の職員 84,600円 ・副局長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	同			784,000円
休日勤 務手当	祝祭日及び年末年始等の 休日において、正規の勤務 時間中に勤務することを 命じられた職員に支給	対し、勤務1時間 当りの給料額の 135/100の額	同			15,660 円
夜間勤 務手当	正規の勤務時間として深 夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に 対し、勤務1時間 当りの給料額の 25/100の額	同		- 千円	一円

宿日直 手当	宿直又は日直勤務に従事 した場合に支給	勤務1回につき 4,200円	同	- 千円	- 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同	2,278 千円	63 <b>,</b> 283 円
災害派 遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間に より1日につき 5,140円~6,620 円	同	- 千円	- 円

② 下水道事業 ア 職員給与費の状況

7 1905	<u> </u>		10小口 4人 1- 曲	総費用に占める職
	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 R	員給与比率 B/ A
4 年度		千円	<u> </u>	%
	3, 292, 885	395, 879	174, 137	5. 29

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費62,790千円を含まない。

	給与費 職員数					
	報貝奴 Å	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	B/ A
4年度	28人	千円 125,861	千円 22,930	千円 32,769	千円 181,560	千円 6,484

- 職員手当には退職給付金を含まない。(千円未満四捨五入) 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

#### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
337, 207 円	413,389円	46.75 歳

ウ 職員の手当の状況 期末手当・勤勉手当

<u> </u>			
下水道:	事業	(参考) 普通:	会計
1 人当たり平均支給額(	4年度)	1人当たり平均支給額(	4年度)
	1,649千円		1,431 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.175月分)	勤勉手当 1.95月分 (0.95月分)	(4年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.30月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級: ・役職加算 5~	等による加算措置 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級: ・役職加算 5~20%	等による加算措置

(注) ( )内は再任用職員に係る支給割合である。

退職チャの保温(今和5年1月1日用左)

<u>- 退職于当の状况(令和5年4月1日現在)</u>	
下水道事業	(参考) 普通会計
1人当たり平均支給額(4年度)	1人当たり平均支給額(4年度)
自己都合 0千円	自己都合 7,162千円
勧奨・定年 0千円	勧奨・定年 20,844 千円

(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算	群置 定年前早	早期退職特例措置	その他の加算	措置 定年前早	期退職特例措置
	(2%	~20%加算)		(2%~	~20%加算)

退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。 (注)

特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度	決算)		0千円	
支給職員1人当た	り平均支給年額(同上)		0 円	
職員全体に占める	手当支給職員の割合(4年		0 %	
手当の種類(手当	数)			4 種類
手当の名称	支給対象職員等	支	給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水	処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速	系浄水作業に従事し	2直、3直の勤務に つきそれぞれ1回 800円
	右記業務に従事した職員	業又に従い	L作物の保安、点検作は専ら水質検査作業 事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら済業に行	給水装置の開閉栓作 <sup>従事したとき</sup>	勤務1日につき 100円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	しがうでは	な災害が発生し、若 が発生するおいる の の の に の に き の に 後 の に き の に 後 の に き の に の に の に の に の に の に の に の に の	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁にやじ渉しら 外供事るをて10	にす業損司行回し業 おるの失の、をいに で地行償と初ているの が土施補者最えなに をいたに をのていま が、をいに が、をいに が、をいに が、をいた が、をいた が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し が、とのでも一し	勤務1日につき 300円

#### 時間外勤務毛当

支給実績(4年度下水道事業会計)	11,814千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	454 千円
支給実績(3年度下水道事業会計)	13,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	516千円

(注) 1 2

当たり下均文相中観(円工) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

その他の手当(令和5年4月1日現在)

子当名   支給要件及び支給単価   会津者依 会津市機 (4年 左 5 当 4 年		の手当(令和5年4月1日現	在)				
3	手当名		<b>E給単価</b>	会津若松 市職員と の同異	制度と異なる		人当り平均 支給年額
当 (貸間を含む)を借り受起える家食(使用料を含む)を支払っている場合	扶養手	② 22 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖 父母 ④ 22 歳に達する日以後の 最初の3月31日までの 間にある弟妹	10,000円  ・特定期間加算   5,000円   ○子以外 6,500円   ○子以外(対象職   員が局長相当職の	同		4,032 千円	
□ こと、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤距離に応じて3,100 円を支給 2 km 以上であること、徒歩により通勤距離が片道 2 km 以上であること、徒歩により通勤距離が片道 2 km 以上であることを情況を得いまして 3,100 円を支給 19,500 円を支給 2 km 以上であること 19,500 円を支給 2 km 以上であること 19,500 円を支給 2 km 以上であること 2 km 以上であること 2 km 以上であること 2 km 以上であること 4 km に応じた加算 2 km に応じたがは 2 km に応じた加算 2 km に応じた加算 2 km に応じた加算 2 km に加算 2 km に応じた加算 2 km に加算 2 km に応じた加算 2 km に加算 2 km に加度 2 km に加算 2 km に加算 2 km に加算 2 km に加度 2 km に加算 2 km に加度 2 k	住居手当	(貸間を含む)を借り受   け、月額9,500円を超え   る家賃(使用料を含む)	・月額 20,500 円 ・月額 20,500 円 ・アの賃 月 ・月額 20,500 円 ・月額 20,500 円 ・月超え度 ・月超え限 ・円 ・月間 20,500 ・フラック ・フラッ ・フラ ・フラ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ シ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ ・フ	同		1,453 千円	285, 075 円
い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給  管理職 管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給  「会員を担当職の職員を表別ののでは、その特性に基づき、管理職手当を支給を表別ののでは、その特性に基づき、管理職手当を支給を表別ののでは、その時では、表別ののでは、その特性に基づき、管理職手当を支給ののでは、その時では、表別のののでは、その特性に基づき、管理職手当を支給のののでは、その時では、表別のののでは、その時では、表別のののでは、表別のののでは、表別のののでは、表別のののでは、表別のののでは、表別のでは、表別のでは、表別のでは、表	通勤手	ことは 連るすい には では では では では では では では では では で	51,000 円以下に ついては 当額 ②自動車などを 別用する場合は 動距離に 3,100 円 か	同		2,284 千円	
手当       る職員については、その特性に基づき、管理職手当を性に基づき、管理職手当を性に基づき、管理職手当を支給       84,600円	任手当	い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	距離に応じた加算 額 8,000 円 ~ 70,000円	同			
務手当   休日において、正規の勤務   対し、勤務 1 時間   時間中に勤務することを   当りの給料額の   命じられた職員に支給   135/100の額   夜間勤   正規の勤務時間として深   勤務した全時間に 同   - 千円 - 円		る職員については、その特  性に基づき、管理職手当を	84,600円 ・副局長相当職の職員 66,400円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹の職の職員 45,700円	同		1,296 千円	
夜間勤 正規の勤務時間として深 勤務した全時間に 同 - 千円 - 円 務手当 夜に勤務した職員に支給 対し、勤務 1 時間 当りの給料額の 25/100の額	休日勤 務手当	休日において、正規の勤務  時間中に勤務することを	対し、勤務1時間当りの給料額の	同		- 千円	一円
	夜間勤 務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に 対し、勤務 1 時間 当りの給料額の 25/100の額	同		- 千円	- 円

宿日直 手当	宿直又は日直勤務に従事 した場合に支給	勤務1回につき 4,200円	同	一 千円 一 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同	1,869 千円71,869円
災害派 遺手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間に より1日につき 5,140円~6,620 円	同	一千円 一 円